

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

中小企業経営革新支援法

Q：業績悪化に苦しむ中小企業に優遇措置を講じる「中小企業経営革新支援法」と呼ばれるものがあるそうですが、内容を教えてください。

A：特別償却や低利融資などの各種優遇措置を講じる法律で、今国会へ提出されています。

【解説】

今国会に提出されている「中小企業経営革新支援法案」の優遇措置の内容自体は、今まで行われてきた中小企業対策とあまり変わりませんが、優遇措置を受けられる計画の内容が、これまでの同種施策に比べてかなり実現性の高いものとなっています。

この法律による優遇措置を受けるためには5年間のスパンで計画する「経営革新計画」か、「経営基盤強化計画」を提出することになります。

「経営革新計画」は、新商品の開発や、生産ラインの効率化などにより経営改善を図る計画で、POSシステムの導入計画や、業界初となる商品の開発計画、大幅なコストダウンなどがあげられます。5年間で10%程度経営改善が認められるような計画であれば承認されるようです。

「経営基盤強化計画」は、経済の停滞やアジア諸国との競争等により、業績が悪化していると認められる業種に属する中小企業の経営基盤強化を図る計画で、こちらの計画は、特定業種をとりまとめる商工組合や社団法人が提出することになります。

